

小口資金に関する要領

豊中市上下水道局会計規程（以下「会計規程」という。）第30条第2項に基づく小口資金の取扱いに関して、次のとおり定める。

1. 小口資金は、業務上緊急やむを得ない少額(1件2万円以内)の経費を対象とする。
2. 小口資金の払出しを要求するときは、所管課長が小口資金払出伝票を発行し、企業出納員に提出しなければならない。
3. 企業出納員は、小口資金払出伝票の内容を審査し、必要と認める経費について払出すことができる。
4. 小口資金の払出しを受けた者は、履行後直ちに会計規程第25条の規定に基づく手続きを行うものとする。
5. 会計規程第26条の規定により支払われたときは、その支払額を小口資金として受入れるものとする。
6. 小口資金の払出し及び受入れは、小口資金出納簿により管理する。

附則

1. この要領は平成13年12月1日から施行する。
2. この要領は平成20年4月1日から施行する。